

○湖西市下水道事業審議会条例

令和4年12月27日

条例第35号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湖西市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 下水道事業の運営に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が下水道事業に関し、諮問が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了するまでとし、補欠委員の任期も同様とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集するものとし、年長の委員が議長の職務を行う。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。